会報　2025年12月号

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823
Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:
https://osanai-houmu.com/

＜提供サービス＞
- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・許認可申請
- ・補助金申請
- ・ファイナンシャルプランニング　他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。
お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。

今回のテーマは「2次相続を考えた節税対策」です。

2023年度の統計によると、相続税の課税対象となるケースは全国平均で9.9%、東京都・神奈川県・千葉県・山梨県では15.4%だったそうです。これは、地価上昇や株高によるもので、これまでは、相続税は富裕層だけが気にしていればよかったものが、今は普通の家庭でも十分発生し得るということです。

夫婦2人と子供という家族で、夫又は妻が先に亡くなった場合の相続を1次相続、その後もう一方の配偶者が亡くなったときの相続を2次相続と言います。1次相続では相続税がかからなかったのに、2次相続では多額の相続税が発生して驚くという場合があります。1次相続と2次相続の相続税負担の合計をできるだけ少なくするには、1次相続のときから良く考えた対策をとることが必要です。

1次相続より2次相続の税負担が増えやすくなってしまう理由を見てみましょう。

1つ目が「配偶者の税額軽減」です。これは、亡くなった人の配偶者の相続額が法定相続割合相当額か1億6000万円のどちらか多い金額まで、配偶者に相続税がかからないという制度です。これは言うまでもなく残された配偶者のその後の生活を保護するためのものです。このため、2次相続のことを良く考えずに配偶者が全てを相続するというような遺産分割をしてしまうケースがあります。

配偶者が相続した財産が2次相続のときに残っていれば、2次相続では配偶者の税額軽減は使えませんので、子供が負担する相続税が大きくなってしまうことになります。相続税は累進課税ですから、その分大きく効いてきます。1次相続のときに子供も一定程度相続しておくことで、1次と2次の相続税額の合計を小さくすることができる場合があります。1次相続でどのような遺産分割をするのが得策かは、夫と妻の資産状況からシミュレーションすることができます。

2つ目の理由は、基礎控除額の減少です。相続税には、「3000万円＋600万円×法定相続人の数」という算式で計算される基礎控除額があり、基礎控除額を超えた分に相続税がかかる仕組みになっています。夫婦と子供2人の家族の場合、1次相続では基礎控除額が4800万円となりますが、2次相続では4200万円に減ります。このため、2次相続の時に遺産が多く残っていると、これも累進課税によって大きく効いてくることになるので、子供たちの相続税負担額が増えます。

3つ目の理由は、生命保険金の非課税枠の減少です。生命保険金の非課税枠は「500万円×法定相続人の数」ですので、2次相続時は1次相続時よりも非課税枠が500万円減ることになり、その分税負担は1次相続よりも増えやすくなります。

親世代は、相続税負担をできるだけ小さくし子供たちが困らないようにしてあげる工夫をするべきです。そのためには、夫婦の資産状況を良く見極めたうえで、一番良い相続の仕方を決め、遺言書として残すことが必要です。子供世代も、ある程度親が高齢になってきたら、資産状況を教えてもらい一緒に相続の仕方を話し合うことをお勧めします。